

議第47号

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

高山市条例第35号

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

高山市長 國島 芳明

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (失効) 3 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (失効) 3 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。 <u>(失効に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和3年3月31日以前に第2条第1項に規定する設備を新設し、又は増設した者については、この条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。